

# 山 青 森 県 報

号外第七十号

平成十三年七月二十五日(水曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙期日……………(事務局) ……一
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者……………(同) ……二
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙会の場所及び日時……………(同) ……二
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙長の事務を行う場所……………(同) ……二
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式等……………(同) ……三
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等……………(同) ……五
- 西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙の選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(同) ……六

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第三十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十三条第二項の規定により、青森県西部海区漁業調整委員会委員の補欠選挙を次のとおり行うので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第六項第四号の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

#### 一 選挙期日

平成十三年八月三日

#### 二 選挙すべき委員の数

一人

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（以下「準用令」という。）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、準用令第八十一条の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

|       |               |          |                 |
|-------|---------------|----------|-----------------|
| 選 挙 長 |               | 選挙長職務代理者 |                 |
| 氏 名   | 住 所           | 氏 名      | 住 所             |
| 中村岩太郎 | 青森市大字前田字中野五番地 | 横内 憲悟    | 青森市大字野内字菊川二六三番地 |

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）（以下「準用法」という。）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、準用法第七十八条の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 場所

青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会

二 日時

平成十三年八月四日 午後二時

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

|               |              |
|---------------|--------------|
| 場 所           | 所 在 地        |
| 青森県選挙管理委員会事務局 | 青森市長島一丁目一番一号 |

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式、紙色等をそれぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 一般投票用

1 様式

○ 表面

|  |          |
|--|----------|
| <p>平成十三年八月執行<br/>青森県西部海区漁業調整<br/>委員会委員補欠選挙投票</p> | <p>印</p> |
|--|----------|

○ 裏面

○ 注 ちゅうい  
意

一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

|   |  |
|---|--|
| <p>い名<br/>め氏(称)<br/>し氏(称)<br/>よ<br/>や者し<br/>し<br/>ほ補め名<br/>う<br/>こ候</p> |  |
|---|--|

2 紙色等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。紙質は、上質紙七〇キログラム両面刷りとし、紙色は、白色、黒刷りとする。印は、青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、刷込式とする。

二 点字投票用

1 様式

○ 表面

平成十三年八月執行  
 青森県西部海区漁業調整  
 委員会委員補欠選挙投票

印

○ 裏面

○ 注 ちゅうい  
意

点 字 投 票

一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、  
 欄内に一人書くこと。  
 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は  
 名称)は、書かないこと。

い名  
 め氏  
 し氏  
 称  
 者  
 や者  
 し  
 ほ補  
 う候  
 名  
 (名)

2 紙色等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。紙質は、上質紙一一〇キログラム両面刷りとし、紙色は、白色、黒刷りとする。印は、青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、刷込式とする。

青森県選挙管理委員会告示第四十号

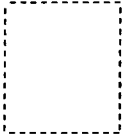
平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式、紙色等をそれぞれ次のとおり定めたとの告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

1 様式

○ 表面

|                     |  |
|---------------------|--|
| 委員<br><br>選挙船員不在者投票 | 海区漁業調整委員会<br><br> |
|---------------------|--|

○ 裏面

○ 注 ちゅうい 意

一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。

い名  
めし  
氏う  
称よ

や者し  
しほ  
しほ  
補め  
め名  
（う  
候

2 紙色等

規格は、概ね縦二二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。紙質は、上質紙七〇キログラム両面刷りとし、紙色は、白色、黒刷りとする。

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成十三年八月三日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「準用法」という。）第七十六条において準用する準用法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十三年七月二十五日

青森県西部海区漁業調整委員会委員補欠選挙

選挙長 中村 岩太郎

一 場所

青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局

二 日時

平成十三年七月三十一日 午後五時十分

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 発行所・発行人 | 青森市長島一丁目一番一号<br>青森県       |
| 印刷所・販売人 | 青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭